

# 令和7年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会 議事録

開催日時：令和8年3月23日（月） 午後2時～午後4時10分

会場：大阪赤十字会館 301 会議室

## 出席委員

石井 寛人	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティピー 理事 (大阪府障がい者相談支援アドバイザー)
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
大嶋 基	社会福祉法人 四幸舎和会 法人事業部長
片山 泰一	大阪大学大学院 教授 (大阪大学・金沢大学・浜松医科大学 ・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所)
黒川 僚介	和泉市 福祉部 障がい福祉課長
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部 教授
潮谷 光人	東大阪大学 こども学部こども学科 教授
新宅 治夫	大阪公立大学大学院 医学研究科 地域周産期新生児医療人材育成 寄付講座 特任教授
谷川 耕一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事 兼 事務局長
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
たにぐち まゆ	大阪精神障害者連絡会 事務局長
辻井 誠人	桃山学院大学 副学長 兼 社会学部 教授
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
羽室 剛	大阪精神障害者地域生活支援連絡協議会 会長
平野 貴久	社会福祉法人 北摂杉の子会 常務理事
古山 とし	公益社団法人 大阪府看護協会 副会長
本多 義治	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
松岡 克尚	関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授
水島 群子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 じょぶライフだいせん 所長
與那嶺 司	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部社会福祉学科 教授
李 利彦	医療法人宏彩会 李クリニック 院長

## 令和7年度 第2回大阪府障がい者自立支援協議会

### ○事務局（司会）

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回大阪府障害者自立支援協議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は協議会事務局を務めます、障がい福祉企画課でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、会議の開会に先立ち、福祉部障がい福祉室長よりご挨拶申し上げます。

### ○障がい福祉室長

大阪府障がい福祉室長でございます。

本日はご多忙の中当協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また日頃より、大阪府の障がい福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の会議は、主に本協議会による地域支援の取り組み状況と、令和7年度における各部会の活動状況をご報告いただいた上で、ご議論いただく予定にしております。

また、令和5年3月に提言いただいております地域における障がい者等への支援体制に係る現在の取り組み状況ですとか、昨年度に引き続きまして、今年度も実施いたしました施設入所の待機者実態調査の結果概要等につきましても、ご報告させていただく予定としております。

大阪府といたしましては、各市町村において設置されております自立支援協議会と連携いたしまして、障がいのある方々の地域での自立と、安心して暮らせる社会の実現に向け、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

委員の皆様には、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見、ご提案等いただきますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局（司会）

本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の出席者名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

（委員紹介）

また、本日オンラインにてご参画いただいております委員におかれましては、お時間の都合上、途中退席されるご予定となっております。会議の円滑な進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は委員数28名のうち、22名のご出席をいただいております。

大阪府障がい者自立支援協議会規則（以下「協議会規則」という。）第5条第2項の規定

により、委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしく願いいたします。それでは議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

(資料確認)

それでは大阪府附属機関条例及び協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。なお、本協議会は、運営要綱の規定により、「原則公開」としております。個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合は、お申し出ください。

また、この会議では、点字版の資料を使用されている委員がおられます。

情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくり、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的なページ番号を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

本日の会議は、16時までを予定しておりますので、会議の議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、協議会規則第5条に基づき、本日の議長を会長にお願いいたします。会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

年度末のお忙しい中、先ほど急に雨が降ってきてちょっと慌ててしまいましたが、お集まりいただきましてありがとうございます。スムーズに進行していきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります前に、地域支援推進部会につきましては、委員の交代がございましたので、協議会規則第6条第3項の規定に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たるとされていますので、部会長に谷口委員を指名させていただいております。

また各部会の委員につきましても、協議会規則第6条第2項の規定により、部会に属する委員等は会長が指名するとされているので、私の方から指名をさせていただきました。各部会の名簿の皆さんのお手元に配付させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。まずは議題1、大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて、資料1に沿って事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（障がい福祉企画課）

障がい福祉企画課でございます。

それでは、大阪府障がい者自立支援協議会における地域支援の取り組みについて、事務局より説明をさせていただきます。

まず資料 1、墨字版、点字版ともに 1 ページになります。

大阪府障がい者自立支援協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた地域における障がい者支援のバックアップなどを主に協議しております。

協議会の具体的な取り組みとして、平成 29 年度より、市町村における地域自立支援協議会について、ヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理、検討した上で、それらの課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言などによる後方支援を実施することにしております。

現在の派遣状況ですが、令和 4 年 12 月より、泉大津市・忠岡町、令和 6 年 1 月より池田市、令和 6 年 11 月より交野市、令和 8 年 1 月より門真市に、それぞれアドバイザー派遣を実施しております。

下の表の、今後の方針案にありますように池田市は今年度で派遣を終了。泉大津市・忠岡町、それから交野市、門真市には、次年度も派遣を継続したいと考えておりますが、ご意見をいただきたいと存じます。それでは順に各市町の状況について、今年度の支援状況を中心にご説明させていただきます。

墨字版 2 ページをご覧ください。点字版は 6 ページ 9 行目以降になります。

まず、令和 4 年度に泉大津市・忠岡町へ派遣した理由ですが、協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、協議会の目的や役割、機能の理解を促進すること。次に、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、協議会の運営方針等について検討を行うこと。また、地域課題の抽出方法や、抽出した課題を解決していけるよう、協議会の仕組みの構築等の助言を行うこと、でございます。

続いて具体的な支援内容ですが、墨字版は 3 ページ中ほどをご覧ください。点字版は 11 ページ、8 行目以降になります。

令和 7 年度は、相談支援部会の下に相談支援三層構造検証ワーキングを設置し、まずはその目的や役割、相談支援三層構造の整理と明確化、協議会の目的や役割の明確化、相談支援専門員のための情報共有、集約ツールの作成などの検討項目を整理したところです。また、相談支援部会の中で出た地域課題案を事務局会議で検討し、地域課題になるかどうかを検討する場として、地域課題の抽出プロセスの実践を継続しております。そして、協議会や部会の再開に向けて、アドバイザーより協議会の役割機能について講義を行い、過去の協議会の組織体制や役割を改めて確認するとともに、相談支援体制の整備に向けて、相談支援体制に係る地域アセスメントを実施し、その結果から導き出した協議会の課題と解決方法を整理しているところです。

今後の見通しですが、協議会や部会の再開に向けて、全体会や専門部会の役割、機能の整備などを行いながら、協議会要綱の改正や組織構造の見直しを行う必要があります。また、

令和 8 年度の忠岡町の基幹相談支援センター設置に向けて、事業内容などの整理、役割分担の整理とともに、運営について引き続き助言などを行っていきます。そのため、引き続き令和 8 年度も、泉大津市忠岡町の自立支援協議会へのアドバイザー派遣を継続したいと事務局では考えております。

次に、池田市でございます。

墨字版は 4 ページをご覧ください。点字版は 13 ページ下から 7 行目以降になります。

まず、令和 5 年度に池田市へ派遣した理由ですが、地域自立支援協議会の目的や役割、機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行うこと。相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うことでございます。

続いて、具体的な支援内容です。点字版は 16 ページ下から 4 行目以降になります。

令和 7 年度は、運営会議において、上半期と下半期の取り組みの振り返りや検討内容のブラッシュアップ、地域課題の抽出や各部会との全体会議との連動について助言を行いました。地域課題をどう抽出していくかについては、国の最新の政策動向についての情報や、主任相談支援専門員連絡会を活用し、他市の先行事例などを参考に、事例検討と並行して、池田市に適したテーマに落とし込むようアドバイザーから助言を行ったところ。また、部会長にかかる責任が重く、今後どう継続していけばいいのかという、課題・困りごとについては、部会長を輪番制にして自立支援協議会を身近なものとして感じることができる人材を増やしていく枠組みを作ること。また、部会の運営体制の見直しについては、会議体を乱立するのではなく、別枠としてプロジェクトチームを設けることを検討するなど、会議の運営体制を見直す手段があることを助言したところ。さらに次年度の 3 部会合同研修のテーマについては、選んだ根拠などを整理し、必要に応じて全体会議に諮るよう助言を行いました。研修の講師についても、大阪府の研修講師を参考に、主任相談支援専門員連絡会で情報収集を行うなどの提案を行いました。

派遣の効果としましては、アドバイザーが協議会の目的や役割、機能についての講義などを行った結果、地域の現状や課題などの情報共有ができるようになり、参加者の意識の醸成が図られ、目的を持った議論がなされるなどの変化が現れました。また、アドバイザー派遣前は各部会が単独で動いていたところ、アドバイザーの助言をきっかけに、部会間の連携が図られるようになり、各部会共同で意見交換や研修などを行うようになりました。さらに、議論の内容や年間スケジュールの見える化を図ることで、運営会議、各部会とも、より連携が深まり、確実に機能するようになりました。

以上のことから、今後の方針としましては、当初の派遣目的が一定達成されたため、令和 7 年度をもって、派遣終了としたいと事務局では考えております。

続きまして、交野市でございます。

墨字版の 6 ページをご覧ください。点字版は 19 ページ、5 行目以降になります。

まず、令和 6 年度に交野市へ派遣した理由ですが、池田市と同様、地域自立支援協議会の目的や役割、機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが実情を把握した上で、基幹相談支援センターを中心に、地域自立支援協議会の運営方法の改善等について検討を行うこと。そして、相談支援連絡会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととさせていただきます。

続いて具体的な支援内容ですが、点字版は 21 ページ下から 8 行目以降になります。

令和 7 年度は相談支援事業の整理表をまとめ、相談支援三層構造の事業内容や官民の役割分担等の整理・検討を行いました。アドバイザー派遣に参加している事業所から個別課題の事例を出してもらい、事例検討から地域課題の抽出プロセスの実践を継続して実施するとともに、協議会のアセスメントを実施し、6つの観点から協議会と基幹相談支援センターの機能と役割について検証整理を行っております。

また、アドバイザーからは、障がい者相談支援事業マニュアルの作成や、交野市相談支援体制のあり方検討ワーキングの立ち上げさらに新規事業所向けのための交野市計画相談支援等ガイドブックの作成を提案し、進めているところです。

また、基幹相談支援センター委託に向けて、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所、主任相談支援専門員の業務内容の整理を行うとともに、協議会の再編に向けて「交野市地域自立支援協議会運営の見直しに係る整理表」を作成し、部会の設置目的等を整理しているところです。

今後の見通しとしましては、協議会事務局会議の機能強化に向けた取り組みも行ってきたため、地域アセスメントに基づいた自立支援協議会のあり方を見直しに向けた検討を行い、引き続き協議会の運営方法について助言を行います。さらに、自立支援協議会の体制や各会議体の役割、取り組み内容や、開催頻度など再編に向けた検討を行い、令和 9 年度に新体制での自立支援協議会を開始できるよう助言を行っていきます。

そのため、引き続き令和 8 年度も、交野市の自立支援協議会へアドバイザー派遣を継続したいと事務局では考えているところです。

次に門真市でございます。

墨字版の 8 ページをご覧ください。点字版は 24 ページの 2 行目以降になります。

門真市については、前回の協議会において派遣決定しており、その理由として、地域自立支援協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って、地域課題の解決に取り組んでいけるよう、地域自立支援協議会の目的や役割、機能の理解を促進すること。次に、アドバイザーが地域の実情を把握した上で、地域自立支援協議会組織の整理とその運営方法の改善等について検討を行うこと。また、相談支援部会で取り扱う個別課題からの地域課題の抽出や、抽出した課題の解決に向けた地域自立支援協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととさせていただきます。

具体的な支援内容ですが、点字版は 25 ページ、3 行目以降になります。

令和 8 年 1 月、初回の打ち合わせにおいて、市、基幹相談支援センターおよび委託相談

支援事業所に対して、現在の協議会や部会の状況を確認した上で、協議会運営に係る課題をヒアリングしました。

現時点の課題としては、会議数が多いこと。それから、七つある専門部会は活発に活動できている部会とそうでない部会の差が大きく、設置の目的が明確でない部会もあり、部会参加者の課題意識にばらつきがあること。地域課題の抽出方法がわからず、協議会での課題解決まで繋がらず、苦慮していること。協議会の下にサブ協議会を設置していますが、報告、情報共有のみの場となっていること。協議会自体も形骸化していて、議論ができていないことなどが挙げられました。

アドバイザーからは、現在の協議会の運営状況を踏まえると、まずは協議会の構成員の間で協議会の目的や役割、機能、相談支援の役割、地域課題とは何か、三層構造とは何かを再確認する必要があることを助言しました。また、市、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所とも発達支援センターを対象に、協議会の役割と個別課題からの地域課題の抽出のプロセスと、その具体的手法についてアドバイザーが講義を行ったところです。

今後の見通しですが、地域自立支援協議会の役割と運営に関する講義を行い、協議会参画者等に対する協議会の役割機能を共有し、地域自立支援協議会の体制整備、協議会運営に係る助言や課題の整理を行っていく必要があります。

そのため、引き続き令和 8 年度も、門真市の自立支援協議会へのアドバイザー派遣を継続したいと考えております。

続きまして、墨字版の 9 ページをご覧ください。点字版は 27 ページになります。

「3 その他の取り組み」でございますが、府の協議会の地域支援のもう一つの取り組みとして実施している地域自立支援協議会情報交換会についてご説明いたします。この情報交換会は地域自立支援協議会の構成メンバーを対象として、研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行うことで、地域自立支援協議会の活性化を目指すために、年 2 回、定期的を実施しているものです。

今年度第 2 回目の情報交換会は、先月 2 月 4 日に開催し、36 市町村 62 名の方の参加がありました。情報交換会の内容としましては、令和 4 年度の障害者総合支援法の改正により、協議会の役割として、障がい者等の適切な支援に関する情報共有について明確化されたことから、障がい者の地域の支援体制の整備を推進していくため、協議会の役割を再度認識する必要があること。また、前回の情報交換会のアンケートにおいて、「地域診断、地域アセスメントの視点や整理の仕方について知りたい。」「相談支援体制の強化の仕組みについて知りたい。」などの意見が多数あったことから、今回は相談支援体制の充実強化をメインテーマに、情報交換会を実施しました。

前半では大阪府障がい者相談新アドバイザーであり、本日まで出席いただいている石井委員の方から、「相談支援体制の充実・強化～地域アセスメントシートの活用～」をテーマに講義を行っていただくとともに、今年度 9 月に府の地域生活支援課より発出しました相談支援地域アセスメントシートを活用して、アセスメントを実施した感想を、泉大津市、羽曳

野市より発表いただいたところです。

その後、第 2 部としましては、各グループ 7～8 名程度の少人数に分けまして、9 グループになりますが、それぞれ「地域自立支援協議会の運営方法」「地域課題の抽出と解決方法について」「相談支援体制の充実・強化の方法」「アセスメントシートの活用方法」などをテーマにそれぞれ情報交換をいたしました。そして最後に、グループごとに議論をいただいた内容をそれぞれ発表いただき、参加者全体で情報の共有を図ったところでございます。

終了後のアンケートでは参加者から、「参考になった。」「アセスメントシートの結果を相談支援体制の充実・強化に生かしていきたい。」「アセスメントシートを活用し、地域の相談支援体制の見える化を図りたい。」など、前向きな意見が多く寄せられたところです。情報交換会の説明については以上になります。

続きまして、墨字版の 10 ページをご覧ください。点字版は 30 ページ 5 行目以降になります。

参考としまして、本協議会のアウトリーチ型のアドバイザー派遣ではありませんが、府の事業として、市町村からの申し込みによる方法で実施しています、もう一つのアドバイザー派遣事業について、大阪府障がい者自立相談支援センターより説明させていただきます。

#### ○事務局（大阪府障がい者自立相談支援センター）

大阪府障がい者自立相談支援センター地域支援課でございます。

アドバイザー派遣につきまして、市町村から申し込みがありました申請型の派遣内容についてご報告をいたします。

墨字版の 10 ページをご覧ください。点字版は 30 ページ、5 行目以降となります。

今年度は熊取町および岬町へ申請型のアドバイザー派遣を行っておりますが、岬町は 8 月で派遣を終了しておりますので、令和 7 年 10 月以降も派遣を継続しております熊取町のご報告をさせていただきます。

熊取町は、来年度、令和 8 年 10 月に基幹相談支援センターを設置するため準備を進められており、それに伴う助言を行うべく、アドバイザー派遣を実施しております。

令和 6 年 8 月からアドバイザー派遣を開始し、令和 6 年度は町に求められる基幹相談支援センターの役割の整理や、役割整理の講義や内容の検討を行ってまいりました。

令和 7 年度の前半は、基幹相談支援センターの役割整理を継続して行うとともに、障がい者相談支援事業の事業内容とその役割分担の整理、検証についても協議をしてまいりました。後半は出席者から事例を出していただき、個別課題から地域課題の抽出をするということを目的とした検討会を進めてまいりました。現在は、参加者が検討会の意味や運営スキルといったものを共有されている状態というふうに考えております。同時に主任相談支援専門員の役割についての整理も、アドバイザーより助言を行っていただきました。また、令和 8 年 1 月からは協議会運営体制、構成員等の見直しを行いまして、現在は行政の方で最終的な整理版を完成させるということになっております。

熊取町は現在、基幹相談支援センター設置に向けての要綱の作成など、行政的な作業が主になっておりますので、今月をもって一旦派遣を終了し、基幹相談支援センターの設置が本格的に開設準備が始まります 7 月頃より改めて派遣を行う予定となっております。その後のサポートについては派遣後アドバイザーと町と協議をしながら検討してまいります。

申請型のアドバイザー派遣に関する報告は以上でございます。

#### ○事務局（障がい福祉企画課）

最後に、資料はございませんが、事務局からの情報提供でございます。

前回、第 1 回の自立支援協議会で情報提供させていただきました、厚生労働省主催の全国ブロック会議についてです。

厚生労働省では、基幹相談支援センターおよび地域生活支援拠点等の設置整備を含めた地域の相談支援体制の強化や、自立支援協議会の効果的な運営の促進を図るため、各都道府県の担当職員、アドバイザー事業に従事する者等を対象に実施するものであり、その中の東海近畿ブロック会議が令和 7 年 11 月 28 日に名古屋市で開催されたところです。

当日は、先に説明させていただいた、本府協議会の市町村協議会へのアドバイザー派遣事業でありますとか、市町村協議会関係職員の情報交換会といった取り組みを事例として発表したところです。その後、グループワーク形式で、他府県と情報交換を行ったところ、他府県から本府協議会の取り組みについて、特に市町村との関係で、連携に関する取り組み方法などの質問があったところです。

以上で資料 1 についての説明を終わらせていただきます。

#### ○会長

はい。ありがとうございます。

本日ご出席いただいております委員が、アドバイザーとして活動されていますので、何か補足等ありましたらお伺いしたいと思いますが、委員、いかがでしょう。そのあと委員にお伺いしたいと思います。

#### ○委員

はい、補足させていただきます。

今、ご説明にありました泉大津市・忠岡町のアドバイザー派遣については、令和 8 年、今年の 10 月に自立支援協議会の再開ということを目指した取り組みに移っております。そして交野市につきましても、来年度、令和 8 年度、来月からであります。自立支援協議会の事務局会議のほうにアドバイザーが参加して、令和 9 年度の自立支援協議会の再編に向けた本格的な議論に移っていくという形を予定しております。最後に、門真市につきましても、まだ 2 回しか行っておりませんが、来月 4 月には自立支援協議会の役割と機能についての講義を、自立支援協議会参画者の方、全ての方を対象に行っていく予定としており

ます。

この場をお借りして、私はアドバイザー派遣で結構いろんなところに行っているのですが、この自立支援協議会の再編というテーマについては、かなりニーズが大きく、その背景には、最近わかってきたことなのですが、相談支援専門員の方は相談支援専門員になるときに「相談支援従事者研修」という、国がマニュアルをしっかりと決めた研修が行われておりまして、その研修の中で、自立支援協議会の機能と役割を学ぶ場がしっかりとあります。学んだからといって、すぐ活用できるかという点はまだ難しいのですが。一方、行政職員の方、市町村の職員もしくは政令市の区の職員というのは、こういった協議会の役割に応じて学ぶ場がないということが、明確に私の中になっていたもので、協議会の役割と機能についての講義をもう年間 10 回以上行っていますが、反応としてすごく大きいのはやはり行政職員の方が、反応が大きいので、行政職員の方に対する丁寧な説明、というところも課題ではないかなというふうに感じております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。では、委員お願いいたします。

○委員

私の方は、泉大津市と忠岡町の方にアドバイザーとともに派遣で行っております。

令和 7 年度においては、先ほどもご報告がありましたけれども、相談支援部会の方が立ち上がって動いているという形ですが、今後の課題、見通しのところにもありましたように、本会議の開催がまだこれからといったところなので、やはり協議会の意思決定の部分である本会議で、地域課題や取り組み等、そういったところをきちんと本会議で意思決定の提案をしていける形に持っていけるようにしていく。相談支援専門員に関しては、この 1 年間、かなり参加していただくことによって、少しずつ慣れていっています。基幹相談支援センター・委託相談支援センターの方も慣れてきているかなという形にはなっているので、次のステップ、協議会としてのステップに進んでいくといったところが大事かと思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

では、ただいまの議題 1 の説明等につきまして、何かご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

では、先に私から一つ、泉大津市と忠岡町のことでお伺いいたします。

派遣として今行っているところでは一番長くなってきているかなと思うのですが、当初は自立支援協議会の機能的な側面についてアドバイスをするという形だったと思うんですが、泉大津市が単体で基幹相談支援センターを作って、忠岡町がまだできていない形になっ

ていて、少し体制整備的なところに目的が移ってきている部分があるのかなと思います。アドバイザーの方からご覧になって、こういった状況になるのが、一定アドバイザー派遣の目的が達せられたというか、ゴールというのでしょうか。どんなイメージがあるのかをお伺いできたらと思います。

#### ○委員

今のご質問で、泉大津・忠岡町につきましては、もう3年4ヶ月行っておりまして、多分アドバイザー派遣事業が始まって、一番長い期間になります。ゴールについては、常々私も意識しておりまして、初回の段階でゴールというのは明らかに設定しております。その設定に向けた課題を派遣報告書にも書かせていただいて、一つ一つ課題が解決したら消していくということをやっております。

今の段階で言うと、私は早ければもう来年度いっぱい終われたらいいかなと思っています。ご存知のとおり、国の法律で基幹相談支援センターが令和8年度末までに設置ということが市町村の努力義務化されておりますので、忠岡町についても令和8年10月には設置の予定となっております。ですので、設置されたら泉大津市の基幹相談支援センターと忠岡町の基幹相談支援センターが協力関係をつくるというのは、泉大津市の基幹相談支援センターも前向きになっており、その点で、今後は市町の基幹相談支援センターが中心になって、自立支援協議会、相談支援を動かしていくということがゴールになるかなと考えております。以上です。

#### ○会長

はい、ありがとうございました。

他に何か質問ありましたら、よろしくをお願いします。

#### ○委員

ご報告ありがとうございました。

いろいろご報告を伺って2点ほど、今後のアドバイザー制度を充実させていただくということで教えていただけたらと思います。また、わかっていないところを教えていただけたらと思います。

それぞれの市町が派遣を求めてこられる目的というのはみんな似ていますよね。似ているのですが、各市町の置かれている状況は様々ですし、自立支援協議会の役割というお話がありました。役割も幅が広いので、いろいろアプローチの仕方というのが多様になるというのもよく理解できます。その結果、どこもある程度成果が得られているというところにアドバイザーの皆さんのお力があるのではないかなと、素晴らしいなと思いつつ、やはりそのアプローチの仕方があまり違うようなものかなという思いがあり、統一的というか標準化されたアプローチを、あまりアドバイザーの力量に左右されないような、そういっ

た部分をこれから作っていくというのが、要るんじゃないかなと思いました。そこで、将来的にそれぞれの取り組みを分析していただいて、これは効果的だから、他のところでもあてはめることができるんじゃないかみたいなことを、標準化していくというのも、始めていただいてもいいのかなと思ったのが一つ目の質問になります。

もう一つは、それぞれの派遣の目的であるとか、一番困っていらっしゃることで一番大きいのは、やはり地域診断だとか地域アセスメントのやり方がよくわからないというところが大きいのではないかなと思います。そこで、いろいろ取り組みをされて、実効性が上がったと伺ったのですが、お話、報告を聞く限りは、地域診断の中身が、やはりサービス提供側の視点、あるいは相談支援側の視点で捉えられているというところがあると思います。どうしてもやはり困っている、当事者の方、障がい者の方、あるいはそのご家族の方がどう思っているのかとか、あるいは地域の人たちがどう思っているのかというところが、このアセスメントに反映されていないような気がします。今後、その辺のバージョンアップを図っていくということも、課題として覚えておいていただけたらありがたいかなと思います。これが二つ目になります。

あとお伺いしたいのは、地域診断、アセスメントの仕方がよくわからないという声が多いことを踏まえて、資料の9ページにあるような形で情報共有をされたのは、とても理にかなっているのかなと思います。ただ、ここで出てくる、地域アセスメントシートの名称が相談支援アセスメントシートになっているんですね。もちろん、相談支援体制の三層構造の中での、自立支援協議会と基幹相談支援センターの役割と考えると、相談支援がかなりメインになるというのは理解できるんです。でも、地域アセスメントや地域診断といった場合は、必ず相談支援に限定されるものではないので、果たしてこのシートだけで共有することでもって、本当に地域診断とかアセスメントができるような、理解できるようになったのかということについて、お伺いしたいということ。もう一つ、話が先走ってしまい恐縮ですが、この後のご報告の中で新たなアセスメントシート、地域移行のアセスメントシートを新たに作られるということが触れられると思うのですが、地域診断のアセスメントシートと、新たに地域移行に伴う、ケアマネジメント部会がベースで作って公表されているシートが、別々なのか、それとも同じものなのかを教えてください。地域診断という観点から、全体を整理し直してもいいんじゃないかという発想があったのですけれども、その辺をお伺い出来たらなと思うのですが。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

ご意見とかコメントとしては、アドバイザーの方がかなり個別的に地域の課題に応じてアプローチをいただいているけれども、そろそろ標準的なアプローチの方法というのを整理してきてはどうかというご意見と、あとは地域アセスメントをやってきている中で当事者の側であったりご家族であったりとか、支援をうける、利用する側の方たちの考え方

みたいなのは、実際反映されているのかどうかという辺りのところも検討していただきたいということだったと思います。

質問の方は、墨字版の9ページですかね、地域アセスメントシートのところで、それを情報交換会で相談支援地域アセスメントシートと相談支援のあたりに限定的に使っているという辺りのところだと思いますが、事務局の方、そのあたりはいかがでしょうか。

#### ○事務局（障がい福祉企画課）

障がい福祉企画課でございます。ご意見ありがとうございます。

今お伺いしましたことですが、確かにご指摘のあるようにほぼほぼ各地域、市町村、いわゆる困り事になるんですけれども、派遣目的というのが困りごとということで、現在派遣しているところも先ほどご説明させていただいたとおり、大方似たような感じということで、そもそもの協議会の目的、役割、それから機能の理解促進であったりとか、そもそもの支援体制の見直しであったりとか、最後にありました地域課題の抽出ということで、アセスメントの関係するところなんですけど、どういう形でその個人の困りごとが地域の困り事になるのかという、その抽出の仕方がというところが、どこの市町村・地域においても課題ということで、共通の部分があるというのは見受けられます。

そういう意味では、今、委員がおっしゃっていたような形での、何かしら共通の、何か課題の対応できるようなやり方というのは、今後検討していく必要はあるのかなというのは、見えてきたところということもありますので、その辺り今後に向けて検討させていただいて、共通の対応というのができればと思っているところです。

もう一つの相談シートの件につきましても、確かにおっしゃる通り相談支援というところがメインになってきてはいるのですが、いろんなご家族、利用者の方であったりとかご家族の方だったりとか、まず来られる窓口といいますのが、こちらの地域の基幹相談支援センターであったり、委託の相談事業者のところであったり、ということになります。それぞれ個別のケースに対しての個別の対応というのはそれぞれ皆さん専門でされていますので、十分対応というのはこれまでもできているということなんですけど、そこでもう一步、先ほどの話と繋がってくるのですが、その個人の困りごとが地域の困り事になるのかならないのか。それは個人だけじゃなく、ここを改善すればいいとか、この困りごとが解決すればその他の利用者の方の困りごとが解決するというような、地域としての課題というふうな取り組みが該当するのかもしれないのかというところの検討、というのがなかなか、各地域の協議会とかそういうところでどういう形で抽出していけばいいのかというのが非常に難しいということが、アドバイザー派遣を依頼する理由の一つとして挙げられているのがありますし、情報交換会の中でも、そういう意見というのがあるということで、これまでもその情報交換会の講義の中にもその地域課題の抽出ということでいろいろしていたところです。

その一つの使い方ということで、このシートを今回使ったのですが、委員の方からいろいろご講義いただいたりして、このシートを使って見える化することによって、その困りごと

や情報が共有できるということで、さらにその辺の検討というのが一歩進むのではないかと考えております。また、その情報の共有も含めて見える化をすることで、もっと理解を深めることができることから、このシートを使った形での実践を行っているところです。これが今後もっと理解が進んで活用が進めば、もう少し使いやすいものになるのではと考えております。その中で改善が必要なところもあるでしょうけれども、まずはそういう活用で取り組んでいる状況でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございました。

アセスメントシート、さらに改良していただけたらありがたいかなと思います。その際に留意しなければいけないことは、個別課題から地域課題を見出していくというときに、実際に相談に繋がっている事例がベースになっていっていますよね。ところが、地域で孤立されている方とか、相談に繋がらないという人が抱えている問題というのはなかなか見えてこないんじゃないかなと考えています。そういうことを考えると、現に相談に繋がっている事例から見ただけでは、限界があるのではないかなというふうに考えると、やはり相談、相談とこだわると、その辺が取りこぼしてしまうんじゃないかなということがありますので、意識していただけたらありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。

もう一点、地域移行のシートはこれと同じなのかっていうのを。

違うものですかね。

○委員

今のご質問に対して、まず一点目に、市町村から同じようなアドバイザー派遣の依頼が確かに多く、自立支援協議会の再編や、最近、今年度、前年度多かったのは、基幹相談支援センターを設置するが、皆目わからないので教えてほしいという依頼がありましたが、多くはやはり自立支援協議会の再編とか、相談支援の役割がぐちゃぐちゃになっているということでした。そこで、ご指摘のありました、昨年度アドバイザー派遣事業の方で、全てのアドバイザーが同じようなマニュアル、アドバイザー派遣のマニュアルというのを作りましたので、それをもとに各アドバイザーの標準化が一定進んだかなというふうには考えております。

それと、2点目の先ほどご質問もありましたように、確かに地域課題の根っこは個別課

題、もっと言うならば、地域でお住まいの障がい者、当事者さんの思い、充足されないニーズ、これが根っこになかったら地域課題に転換するというのにはあり得ない話だというふう  
にいつも私は話をします。そこで、国が設計した制度でいくと、サービスを利用する方には  
基本的には計画相談を行ってくださいと。大阪は計画相談の導入率が低いですが、仮に  
100%導入ができたとした場合には、サービスを使う方の声は、生活のニーズを聞くこと  
ができますが、サービスを使っていない、例えばひきこもりの方だったりとか、何らかのご  
事情・ご理由で、例えば一般就労されている方であったりとか、そういった人たちの声を聞  
くのは、相談支援の三層構造、いわゆる役割分担の中で、私がいろいろな市町村で言ってる  
のが、いわゆる基幹相談支援センターや障がい者相談支援事業、委託相談ですね、こちらがサ  
ービスを使っていない方たちをフォローしていく役割ですよということをお伝えさせてい  
ただいています。まだまだその三層の相談支援の役割がなかなか遂行できない現状があり  
ますので、まだニーズが漏れている現状は確かにあるかと思えますので、今後の課題として  
相談支援の役割整理とともに、サービスを使っていない方に対する切り込みということもし  
っかりと行っていくことが、とても大事なかなというふうには感じております。

それと、地域アセスメントの対象のお話。実際に相談支援体制についての地域アセスメン  
トというのは、地域アセスメントの中のごく一部という私は理解をしております。本当は地  
域アセスメントというのは地域全体のアセスメントですので、その中でもまず相談支援の  
体制についてのアセスメントをやりたいということ、今般、大阪府の方からそういう  
話があったということになるかと思えます。以上です。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

地域移行シート、先生、違いますよね。これとは全く別のものですよね。はい、ありが  
うございます。

他にご意見ご質問ありましたらお願いいたします。委員、お願いします。

#### ○委員

はい。今、アドバイザーがおっしゃったとおりの内容かなと思うのですが、相談支援です  
ね、障がいの相談支援の方が中心になって協議会が行われているといったところがあるの  
で、どうしても相談からの視点にかかっているところがあります。あと、協議会に関しては、  
形骸化している協議会の問題と、基幹が立ち上がってもいないところの協議会と、という  
ところの二つの相談にアドバイザーが入っているところが多いのですけれども、やはりど  
ちらにおいても先ほどの本会議では相談支援専門員だけではなく、一般のその市町村のい  
ろんな立場の方たちが入って、ご意見をいただく場になってくるといったところなので、や  
はり協議会のその本会議の根幹の部分にいろいろな人が入っていただいて、その市町村にあ  
った相談支援の体制であったりとか、それ以外の今おっしゃられた相談支援以外の部分の地

域診断の仕方、説明の仕方といったところを取り入れていかないといけない。

相談支援専門員の研修においては、どうしても地域診断や、アセスメントの形式が国で大きなものが示されているわけではないので、研修の中で行っている診断の方法と、今、アドバイザーが作っていただいたアドバイザー派遣の中で行っている診断の形式、いろいろな形のものがあるので、いろいろなご意見を入れながら大阪としての診断やアセスメントの様式というのはまだ整理が必要なので、それに合わせて研修等も変えていかないといけないと思っています。

あと、個別課題を上げていくところで、相談支援以外の部分でいくと、やはり生活困窮者の中で、相談に誰も繋がっていないというところのケースもよく上がってくるけれども、そういったところの方たちというのは、もちろんその課題というのは見えなかったりとか、相談にあがっていても、アドバイザーがおっしゃったようにセルフプラン率が大阪は50%ぐらいのところ、相談員が入らないことでそういった方たちの個別課題を挙げる事ができていない現状があるといったところは、今後課題として考えていかないといけないところかなと思っています。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。他にご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

時間があまりなくなってきましたので、では、派遣等に関しましては事務局案の通り、池田市については、目的が一定達成されたことから、今年度をもって終了する。泉大津市・忠岡町、交野市、門真市については、継続派遣ということで進めていきたいと思えます。

○各委員

異議なし

○会長

ありがとうございます。

次の議題に移りたいと思いますが、部会報告に入ります前に、令和5年3月にこの協議会として意見をまとめました「地域における障がい者等への支援体制の取り組みについて」、それに関しまして、事務局の方から先に説明をいただきます。お願いします。

○事務局（障がい福祉企画課）

はい。障がい福祉企画課でございます。

本協議会におきまして地域全体で障がい者を支える仕組みの構築について議論をいただきまして、取りまとめていただいたところでございます。これを踏まえまして、令和5年度から、施設入所の待機者に関する実態調査を実施しておりまして、今年度も引き続き調査を実施したところでございます。今年度の調査結果の概要と、府の取り組み状況、それから

令和 8 年度の予定についてご報告させていただきます。

それでは資料 2 をご覧ください。

令和 7 年度施設入所の待機者に関する実態調査についてです。この調査は、令和 4 年度の本協議会から報告書、地域における障がい者等への支援体制を踏まえ、令和 5 年度より実施しているもので、待機者や地域における相談体制の実態を把握し、地域移行推進に向けた今後の方策を検討することを目的としております。点字版 1 ページ目の 7 行目以降になります。

今年度は昨年 8 月に府内市町村を対象に実施しました。調査時点につきましては、待機者について、令和 6 年度末時点で、市町村における協議の場について、令和 7 年 7 月末時点となっております。次に、調査項目ですが、点字版は 2 ページ目、2 行目以降になります。令和 6 年度調査からの主な変更点としまして、前回調査以降に待機者ではなくなった人について、理由ごとの人数、入所希望時期の把握の有無、把握している場合は、希望する入所時期、待機者の実態把握やその地域移行について、どのような制度やツールがあれば、円滑に意思確認等が行えるかについての項目などを追加して実施しました。

次に、調査結果の概要についてご説明いたします。点字版は、2 ページ目、下から 8 行目以降になります。

まずは、待機者本人および家族などの状態像ですが、府内の待機者は 1,111 人。令和 5 年度末の 1,233 人から 122 人減少しました。年齢は 50 歳代が最も多く 296 人。現在の居所は自宅で、家族と同居が最も多く 547 人。そのうち主な介護者の両親の年齢は、70 代が最も多く 173 人となっております。障がい支援区分 5 以上、かつ行動関連項目 10 点以上の強度行動障がいの状態にある方は 616 人。入所希望時期について把握しているのは 389 人。そのうち、希望する入所希望時期が 1 年以内は 126 人令和 6 年度に待機者でなくなったのは 184 人で、その理由としましては、障がい者支援施設に入所したが最も多く 82 人となっております。墨字版 2 ページになります。点字版は 7 ページ目、下から 7 行目以降になります。

地域生活の継続の可能性の検討について、待機者 1,111 人のうち、検討したのは約 62% の 684 人でした。そのうち検討した結果として、133 人は地域生活の継続に向けて調整中となっております。検討していない 424 人について、検討しなかった理由としては、現在は地域生活ができており、本人や家族も今すぐの入所の希望していない。という方が最も多く 181 人でした。点字版 10 ページ目、5 行目以降になります。

障がい者支援施設は終の棲家ではなく、一定期間の支援を得た後、地域で生活することを前提としていることを説明した上で、待機であることの確認を行ったかについては、本人へも家族等への確認をしていないのは、待機者 1,111 人のうち、73% の 816 人でした。点字版は 11 ページ、6 行目以降になります。施設入所を待機している理由としましては、家族等の希望により待機しているが最も多く、54% の 604 人。その 604 人のうち約半数の 313 人は、将来、家族に何かあったときの本人の行き場がないと困るためとの理由でし

た。また、待機している理由の地域生活を継続するための障がい福祉サービスが不足しているためとした 29 人について地域生活継続のために必要な支援として多かったのは、障がい特性に応じた設備環境が整備されたグループホームでした。

次に、この調査結果も踏まえ、令和 8 年度も引き続き知事重点事業として実施する大阪府における主な取り組みについてご説明いたします。墨字版 4 ページ点字版は 15 ページ目、下から 8 行目以降になります。

障がい者が地域で安心して生活するための市町村および事業所等への支援の強化として、令和 8 年度は四つの事業に取り組んでまいります。

まず一つ目の事業は、地域生活促進アセスメント事業です。点字版は 16 ページ下から 5 行目以降になります。

これは、自宅やグループホームで生活している施設入所希望者が地域で暮らし続ける可能性を探るための支援マニュアルや、施設入所者の地域生活への移行を促進するための相談支援ツールなどを作成し、府市区内市町村や民間事業者へ普及を図るものです。令和 7 年度実績としまして、府内 8 市町において地域生活促進アセスメントマニュアル案をモデル実施。その結果を踏まえ、マニュアル最終版を作成しました。令和 8 年の予定としましては、府内全市町村での事業実施に向けて、府内 8 圏域のパートナーと一緒に、各市町村の行政、基幹相談支援センター、自立支援協議会等への説明の上、事例等の紹介および導入アドバイスをを行います。

二つ目の事業は、大阪府版強度行動障がい専門支援モデル普及事業です。点字版は 18 ページ以降になります。

これは強度行動障がい者への専門的な支援力を向上するため、府内の事業所に府立砂川厚生福祉センターで開発した支援モデルを普及するものです。令和 7 年の実績としましては、府内の民間 3 事業所に、大阪府版強度行動障がい専門支援モデルいぶきモデルを使ったコンサルを行い、細やかな配慮を要する強度行動障がいの障がい者の支援方法を普及しました。令和 8 年度予定としては、令和 6 年、7 年度とは別の 3 事業所へ同様のコンサルを実施し、引き続き民間事業者への支援力向上に努めてまいります。

三つ目の事業は、地域生活推進事業費補助金です。点字版は 18 ページ目、下から 2 行目以降です。

これは、地域生活推進の機運上昇および取り組みの横展開と底上げを図るため、地域生活推進に向けた本人、家族、事業所等の意識醸成を図る普及啓発や、施設およびグループホームなどの連携を通じた地域生活推進の実践を行う法人等による取り組みに必要な経費を助成するものです。令和 7 年度は補助対象事業者の一般社団法人大阪知的障害者福祉協会において、令和 6 年度に作成した啓発動画を活用した府内全域における普及啓発キャラバンの開催、施設入所者の地域体験等のアプローチキャラバンにおける個別相談ブースでの重度知的障がい者支援体制整備事業の参画法人によるコンサルテーションを通じた支援者間の支援統一や、スキルアップの取り組みを実施しております。令和 8 年度は、令和 6 年、

7 年度の内容を踏まえ、地域生活推進に係る支援手法マニュアルや意識醸成を図る指針を策定する事業を公募することとしています。

四つ目の事業が重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金です。点字版は 20 ページ 3 行目以降になります。

これは、重度障がい者の地域生活を支援するグループホームおよび短期入所事業所を拡充するため、事業者に対し、受け入れに必要な環境整備に係る費用を助成するものです。令和 7 年度は 18 件協議申請があり、うち 16 件交付決定し、障がい特性に応じた居室および共用部分の改修に係る工事費等への補助を実施しました。令和 8 年度については、行政や他機関との協議および連携を行う事業所を支援し、支援が難しいとされる障がい者の地域移行や地域生活継続の事例の横展開を図ることとしています。以上でございます。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

ご質問したいところもあるかと思いますが、時間の関係で、この後の部会の説明をさせていただいて、その後にまとめて部会の状況を聞いていただいた方が質問しやすいと思いますので、先に進めたいと思います。

では議題の三つ目、各部会の活動報告について、資料 3 に沿って、各部会長から順にご説明をお願いいたします。

その際には、事前説明の際に事務局から説明がありましたように、本日報告いただく部会の活動報告の中でも、取り組み予定の事業の補足等ご報告いただけたらと思います。

それでは資料は前後いたしますが、まず本日オンラインでご出席いただいております委員が部会長の「高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会」の報告からお願いいたします。

#### ○委員

それではご報告したいと思います。

令和 7 年度の高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の部会長でございます。

令和 7 年度の状況について報告させていただきます。まず今年度の検討テーマです。点字版は 1 ページ目、4 行目以降です。

高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目標とし、また、子どもの高次脳機能障がいの普及啓発の取り組みについても議論を行いました。

部会の開催実績と進捗状況でございます。点字版は 1 ページ下から 9 行目以降です。

第 1 回の部会は令和 7 年 9 月 18 日に開催し、今年度の検討テーマの各取り組みの進捗状況を事務局から報告いただき、内容の評価や今後の方向性について議論をいたしました。当日は、委員の方から各圏域ごとのネットワーク再構築をどうしていくのか。また、今ある高次脳機能障がいの啓発ツールをイベント等で活用していくべき、また、子どもの高次脳機

能障がいサポートブックについて、すごくわかりやすく良いものを作ったなどのご意見がありました。

次に、第2回部会は3月26日今週の木曜日に開催する予定です。

今年度、地域支援ネットワークの再構築のための研修を実施した大阪市圏域の活動報告や大阪府の後方支援の状況、および上記研修を次年度南河内圏域で実施する予定であるため、その調整状況の報告理解促進のための普及啓発の取り組み状況や今後の方向性について議論するとともに、子どもの高次脳機能障がいオンラインセミナーのアンケート結果の報告などを行うこととしています。また高次脳機能障害者支援法に対応した取り組みについても報告する予定です。

続いて、令和7年度の検討結果です。点字版は、3ページ下から6行目以降です。

各圏域において、関係機関を集めての実践研修の開催など、地域支援ネットワークの再構築に向けての取り組みが進み、高次脳機能障がいの理解促進のため、啓発動画の作成や、イベントの開催を行いました。また子どもの高次脳機能障がい啓発チラシの作成や関係機関への配布などに理解促進に努めました。次年度においても引き続き同じテーマで検討していく予定であります。高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告は以上です。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

では、ただいまの説明に関しましてご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

委員、ありがとうございました。

続いて、ケアマネジメント推進部会の活動報告について、部会長の先生お願いいたします。

#### ○委員

ケアマネジメント推進部会です。ケアマネジメント推進部会は、相談支援体制、人材育成というところを議論している部会になります。今年度は2回会議を開催しておりまして、基本的には先ほどから話題になっております地域生活促進アセスメントマニュアルと市町村の相談支援地域アセスメント、これらについて、実施状況であったり、実施の内容について検討を行っています。第2回については令和7年度障がい者相談支援事業の実施状況の調査結果についても検討しております。

まず、地域生活促進アセスメントマニュアルについては、先ほどご質問にありましたが、3つアセスメントシートがありまして、一つが、入所待機者アセスメントシートとなっております。これは先ほどの待機データをもとにして、市町村で実際に待機されている方にヒアリングを行ってその方の生活状況であったり、ニーズということを聞き取っていくというシートになります。もう一つが施設入所者アセスメントシートということで、入所になっている方の地域移行の状況であったり、ニーズを聞き取るというようなシートとなっております。三つ目が、強度行動障がいを有する障がい児者の地域支援アセスメントシートという

ものになっておりまして、こちらについては市町村で強度行動障がいのある児者の実態を把握するためのアセスメントシートになっております。現在、これらについては、ワーキングメンバー8人によって、試行的にアセスメントシートの作成が行われており、様々な実施における課題というのを上げていただきまして、シートの改訂ということを行っているところであります。

今回、地域生活促進アセスメント事業のスケジュール案ということで、次年度以降、本格実施に向けた流れということを、別紙でつけております。4月5月に、ワーキングメンバーの方で最終的にアセスメントシートの決定ということをしていただいて、5月以降作成に動いていくということになりますが、これはかなり、実施については、今出てきている意見としても、かなり労力を割かないといけないということであったり、負担感も大きいということもありますし、利用者の方に相談支援がついている場合、相談支援員の方が一人一人聞いていくということになりますが、セルフプランの場合は市町村を通じてということになりますので、そのあたりの方法についても各市町村で実施、検討していただかないといけないということもありますので、府の方から市町村に出向いていって個別説明ということもする予定ということになっています。来年の2月には、実施集計ということができたらというふうに考えているものが、この市町村における地域生活促進のアセスメントマニュアルというものになっていきます。

先ほど委員の方からありました全体の地域アセスメントというところかというと、この入所待機者であるとか、施設入所者の方のニーズ把握の中で、不足している地域資源というものを聞き取る項目がありますので、そういったものを集約できたら、地域状況の分析にも繋がっていくのではないかと考えております。

もう一つが、市町村の相談支援地域アセスメント実施ということも行われておりまして、それについても結果が出ております。細かいものはまたケアマネジメント部会の方の2回目の結果が、実施状況がホームページ上が上がってきていると、また詳細に見えてくるかと思えます。これは市町村相談支援体制というところで、アセスメントしていくようなシートになるのですが、実際に43市町村で回答を得られたのは22市町村ということで半分程度となっております。この中で私の方でも、細かいところまではまだ把握はできてないですが、興味深いところとしては、「地域課題の抽出ができているか」という項目については「できています」と答えている市町村が多いのですが、ただ、手順はあるかということを見ると、「手順あり」は半分程度になってきますし、「手順が見える化ができています」というところかというと36%ということで、地域課題の抽出、またそれらについての手順の整理ということがまだまだ課題があるということが見えてきているかと思っております。また、市町村の相談支援員の方の標準的な取り扱い件数34件ということで、やはり件数もある程度あるなという実態も出てきております。そういったところが市町村の相談支援地域アセスメントの実施結果として現在出てきているところです。

もう一つが令和7年度障がいの者の相談支援事業の実施状況ということで、これは国の方

で集約している調査結果に大阪府の相談支援の実施状況ということを経験項目として加えた市町村の実態状況ということになっております。こちらの方も先ほどから出ておりますように、なかなかセルフプラン率の高さというのが改善できてない実態であるとか、主任相談支援員の配置というのが進んでいるものとも思います。その辺りの配置のバランスというところが基幹に偏っているというような状況も出てきているかと思っております。大阪府としては、昨年度挙げさせてもらった人材育成ビジョンについて確認をしているかということを経験市町村に聞いているのですが、それについては26市町村ということで、まだまだ確認いただいてないという実態がありますので、この辺りも啓発していく必要があるのではと思っております。

次年度のケアマネジメント部会については、それぞれのアセスメントシートの活用状況と、そこから見えてきた課題ということを経験をしていくということが中心になるかと思っております。ただ、やはりそれだけではなく、相談支援員のスキルアップというところで、ファシリテーターの養成というところが大きな課題になっております。初任者研修であるとかその他の研修においてもファシリテーターがたくさんいることで、研修に参加できる人たちも増えてくるということになりますので、そういったところを検討していきたいと思っております。以上でございます。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

ではケアマネジメント推進部会のご説明に関しましてご質問ありましたら、よろしいでしょうか。何かありましたら、最後にお願ひできたらと思ひます。

ありがとうございました。

続いて、就労支援部会の活動報告について委員の方からお願いいたします。

#### ○委員

はい、就労支援部会部会長です。

本部会では就労支援関係機関のネットワーク充実、工賃向上支援について話し合ひを進めております。ここでは就労支援部会および工賃向上計画の推進に係る専門委員会、以降、工賃向上委員会と称しますが、について、前回の自立支援協議会以降の今年度の取り組み状況報告と次年度の予定について説明させていただきます。

まず、今年度の開催実績および検討内容ということで、資料の左側中段、点字版の3ページ真ん中の11行目以降をご覧ください。

就労支援部会についてですが、前回の委員会の報告として第2回の就労支援部会は3月27日、今週金曜日に開催予定であります。ここでは次年度以降の取り組み、第6次大阪府障がい者計画について検討する予定です。

続いて、工賃向上委員会についてですが、資料右側の中段、点字版では4ページ下から

5 行目以降をご覧ください。第 2 回工賃向上委員会では就労継続支援優良取組表彰の選定について審議をしています。第 3 回工賃向上委員会では、明日 3 月 24 日火曜日開催予定であります。令和 6 年度から令和 8 年度の工賃向上計画の目標・進捗状況、実施計画について検討する予定です。

次に、今年度の検討結果としては、資料、下段の左側、点字版 5 ページ下から 6 行目以降になりますが、まず就労支援部会では、第 7 期大阪府障がい福祉計画に掲げる一般就労への移行者数の増加の実現に向けて、就労選択支援の円滑な実施等に係る課題や取り組みについてご意見をいただくとともに、第 6 次大阪府障がい者計画策定に向けた検討を行いました。工賃向上委員会では、就労継続支援優良取組表彰制度の見直しを審議し、従来の工賃向上や就労支援の取り組みの他に、長期継続支援や、重度障がい者支援なども評価する制度に改め、応募があった中から 1 事業所を選定しています。今月 3 月 11 日に知事による表彰式を行っています。

そして次年度の検討項目として、資料の下段右側、点字版 6 ページ下から 8 行目以降です。就労支援部会では第 7 期大阪府障がい福祉計画における成果指標および活動指標達成状況について、就労移行等連携調整事業の進捗状況について、審議・意見聴取する予定です。また、工賃向上委員会は、現行の大阪府工賃向上計画の取り組み状況、次期計画の検討、令和 8 年度就労継続支援優良取組表彰の募集・選定について審議意見徴収する予定になっています。以上で報告終わります。

○会長

はい、ありがとうございます。

では、就労支援部会に関しましてご質問ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、続きまして、障がい者虐待防止推進部会ですけれども、部会長は本日ご欠席ですので、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（障がい福祉企画課）

はい、障がい福祉企画課です。

部会長が欠席のため、事務局からご報告させていただきます。

令和 7 年度の開催実績について、今年度の障がい者虐待防止推進部会は、令和 8 年 2 月 10 日に開催いたしました。資料は 4 ページです。点字版は、1 ページ 3 行目以降になります。

部会の検討テーマを三つ挙げておりますが、特に 2 点目、3 点目の関係機関の取り組みの共有と連携強化に向けた検討を中心に議論を深めていただきました。本部会は、障害者虐待防止法第 39 条に定める都道府県における関係機関との連携協力体制の整備を趣旨として設置しているため、大阪府の障がい者虐待対応状況や取り組みの報告に加え、府市町村、

関係機関の連携強化に繋がる議論が行えるよう工夫して開催しております。

令和7年度の開催実績および検討内容についてです。点字版は、1ページ下から6行目以降となります。

検討内容として、大きく2点記載しております。(1)では、大阪府から令和7年度の施策および令和6年度の大阪府の状況と虐待対応の取り組みを報告するとともに、大阪市からも取り組み状況を報告いただきました。大阪市では、各区役所や基幹相談支援センターなど、虐待対応に関わる機関が非常に多く、各所との連携が求められる中で、どのようにフォローアップされているか。また、そこから見えてきた課題などを共有いただきました。府主催の市町村向け研修と類似する研修を大阪市独自でも実施されていることから、今後は研修のあり方についても連携し、調整していく方針としております。検討内容、(2)では、部会の委員の皆様から、虐待防止に向けたネットワークの関係機関としての立場から、それぞれを所属する組織における取り組みを中心にご報告やご意見をいただきました。

令和7年度の検討結果の項目についてです。点字版は、3ページ真ん中上から10行目以降となります。

重大な障がい者虐待ゼロの実現を目標に、府と市町村の役割を改めて整理し、府として市町村の対応力向上を支援していく具体的な取り組み内容を報告いたしました。

最後に、次年度の検討項目です。点字版4ページ下から6行目以降となります。

1点目は、法第39条の趣旨を踏まえ、関係機関の連携強化に向けた議論がより深まるよう、部会の運営方法を工夫していきたいと考えております。2点目は、市町村との連携をさらに強化し、市町村の対応力向上に努め、オール大阪での検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

では、障がい者虐待防止推進部会の説明に関しまして、ご質問ありましたらお願いします。

○委員

すみません、よろしいでしょうか。

質問というか意見です。2月に毎日新聞に載ったことにつきまして、78歳の聞こえない女性が年末寒い時期に歯医者診察を何件も断られたという話が新聞に載りました。診療を拒否された本人の投書です。大聴協としては、大阪府歯科医師会に訪問して、事実関係の確認と合理的配慮の啓発の普及をお願いしましたところ、歯科医師会の方から、これは行政の責任だというふうにお答えがありました。ただ、12月の寒い時期に、本人は聞こえないので電話はできませんから、歯医者一つ一つに訪問して、筆談で聞こえない人の対応は難しいという理由で断られて、ちょっとたらい回しにされたということがあります。歯科医師会の虐待だと思うんですね、ある意味。これは、本人は行政が窓口になってもらうということ

を知らないので、新聞に投書したんだなと思います。行政に対する周知、普及啓発もそうですけれども、関係機関、特に歯科医師会とか、命に関わる診療の病院。その団体に対しても、改めて、虐待防止の啓発を知っていただくことが必要じゃないかと思っています。ちなみに、この場合は、本当に行政の責任になって、歯科医師会の責任ではないという判断になるのでしょうか。

○会長

はい、ありがとうございます。

今の歯科医師の話でしたけれども、医療全体に関しましても障がいのある方がなかなか受けにくい場合があるという話も伺ったりもします。ちょっと虐待かどうかというところは、なかなか判断は難しいかもしれませんが、どうでしょう、部会長よりというか事務局の方でどなたか回答できる方がいればと思いますが、なかなか難しいでしょうか。どうぞ。

○委員

言葉がという問題なのですが、私のところ（診療所）は外国人の方も来られます。

一度、スリランカの方が来られて、英語が喋られるのかと思ったら片言だけ、と言われて、どうしたかという、僕がパソコンで日本語入力し、スリランカの言語に変換して、「理解できる？」って聞いたら、「分かる」といって、コミュニケーションが取れました。いろいろ道具が良くなってきております。ただ、歯科医師はいろんな道具を操作するので難しいところもあると思うのですが、責任がどうこうとかいう話ではなく、相互にできることをやっていくということが大事ななと思います。我々もしっかり考えていこうと思います。

○会長

はい、委員。

○委員

すみません。回答ありがとうございました。

私が思ってるのは、病院内のコミュニケーションは大切なんですけれども、今回の問題は、78歳の高齢女性が寒い中を何件も病院を探して歩き回ったという、このことが虐待ではないかというふうに思っているんです。

○会長

虐待かどうかということと言うと、非常に対応は良くない状況ではあると思いますが、法的には虐待という行為から関すると、医療関係というのは、今のところ主体としては入っていないんですよね。ですので、今ある法律上の虐待ということでは、この部会の中でテ-

マとして扱われるようなところには該当しないとは思いますが。私が判断することじゃないかもしれませんが、ルール上はそうはなっています。ただ、その対応が適切かどうかということで考えれば、非常に良くないと思います。医療関係、歯科医師関係の方がどれぐらい障がい者福祉等に関する情報をお持ちなのかわからないんですけども、自分のところでタブレット等で工夫して対応ができないのであれば、何らかの方法を考えるとか、どこかに電話で相談窓口に繋いであげてこういう困った方が今いるということをごどこかに伝えることは簡単にできることだとは思いますが、そのあたりの配慮がないということは、事情はあったんだと思います。私が一方的に言うわけにはいきませんが、あの対応が良くなかったのは事実かなとは思いますが。

委員にも参画していただいています。別に、大阪府施策推進協議会の下部に、障がい者計画を策定する部会がありまして、そこの中でも医療へのアクセスというのがかなり議論になりました。そこの中にも、医療関係の方を含め、合理的配慮の提供の仕方等に関しては検討していきましょうというようなことが書かれてありますので、こうやってご意見をどんどん出していただくことで、その声というのはいろんなところに届いていくし、私達もことあるごとにちゃんと言っていかなければいけないことかなとは思いますが。

ありがとうございます。

では、他に虐待防止推進部会のことでご質問等ありますか。

はい、委員どうぞ。

#### ○委員

意見というかなんていうかっていうのがちょっとわからないのですが、令和 8 年 2 月 10 日開催の主な委員の意見の中に、従事者虐待における虐待発生要因についてというところがあるんですけども、人員不足や人員配置の問題および関連する多忙さに該当するという件数が少ない。ただし、実際には多くの施設が人員不足を嘆いている状況と書いてあり、これは虐待には当てはまらない精神科病院の中での件数においてはほぼ人員不足と配置の不具合における虐待というのが占められていると思うので、これはもう精神科病院の中だけではなく、あまねくいろんな施設や病院の中で起きている虐待の事例の中で同じようであるのではないかと推測がされると思います。

人員配置について見直し検討する、そういうことがなされなければ、虐待は今以上に減少しないのではないかと考えておりますが、これについてどのような取り組みがなされているかをお聞きしたいと思います。以上です。

#### ○会長

はい、ありがとうございます。

事務局の方から回答お願いできますか。

## ○事務局

はい、障がい福祉企画課です。

今のこのアンケートの結果として国調査の中で、そういう答えが出てきた中で人員不足というようなこともありましたので、我々の虐待防止部会だけではなくオール府庁として、人材確保に向けて様々な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

## ○会長

はい、ありがとうございます。よろしいですかね。

あの、福祉施設に限らずそうかもしれませんが、障がい者関係は、福祉全体の中でも特に更に今人材が不足している状況にありますので、それが虐待に繋がるということの方が少なかったということになっていきますけれども、実際にはあると思いますので、別の部会は別の会議になるかと思いますが、人材をどう養成していくかというの大きな取り組みなければいけない課題かなと思います。ご意見も含めてありがとうございました。

他に、虐待防止推進部会のことで質問ありましたらお願いいたします。

では、続きまして発達障がい者支援体制整備検討部会の報告を部会長の委員からお願いいたします。

## ○委員

はい。本日リモートで報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

発達障がい者支援体制整備検討部会の方ですが、まず部会の検討テーマ、それから令和7年度中の到達目標ということで、点字版は1ページの7行目以降になります。今年度の発達障がい児者支援体制検討部会においては、第6次障がい者計画策定に向け発達障がい児者の総合支援事業の方向性について検討を行いました。また、市町村における発達障がい児者支援の取り組み状況についても事務局が調査を行いまして、その調査結果の報告を行ったというところでございます。

続きまして、令和7年度の実績および検討内容・検討結果についてご報告いたします。まず、今年度の部会の開催実績につきましては、6月24日に第1回の部会を開催し、発達障がい児者総合支援事業の各取り組みの実績や今後の方針、そして現行の計画との関連性について報告した上、更なる施策の充実を図るために、各委員からご意見をいただきました。その後、第2回につきましては、先月2月25日に開催しました。点字版につきましては2ページ下から10行目以降になります。この部会の下に設置している二つのワーキング、一つがこどもワーキンググループ。もう一つが成人ワーキンググループです。この二つのワーキングの議論を踏まえまして、発達障がいの専門医療機関ネットワークにおける登録医療機関の実態調査結果を踏まえた課題の整理を行うとともに、発達障がい者等の相談支援関係機関に対して実施したアンケート調査の結果を踏まえた支援力の向上に向けた取り組みの方向性について検討を行いました。なお、このこどもワーキンググループおよび

び成人ワーキンググループについては記載のとおり、それぞれ8月21日、成人は10月6日に開催しております。また、部会およびワーキンググループ委員から寄せられた主な意見は資料に記載のとおりでございます。

最後に、次年度の検討項目予定についてお話いたします。次年度の検討予定項目は大きく分けて二つございます。点字版は6ページ4行目以降になります。

一つ目、第6次障がい者計画における発達障がい児者支援の方向性について議論するため、現行の第5次障がい者計画における取り組みの報告と評価を行った上で支援の方向性の検討を行うということでございます。予定の二つ目、市町村における発達障がい児者支援の取り組み状況について、令和7年度末に取りまとめる予定の調査結果を確認し、身近な地域における支援体制についても課題を整理するという予定になっております。私の方からは以上でございます。

#### ○会長

はい、ありがとうございました。

では、発達障がい者支援体制整備検討部会に関しまして、ご質問ありましたらお願いいたします。ご説明ありがとうございました。

すいません、私一つ飛ばしてしまいました。続いて、地域支援推進部会の活動報告について、部会長よりお願いいたします。

#### ○委員

はい。時間の関係上かいつまんでご報告を申し上げます。

資料は墨字版では5ページになります。点字版に関しましては、4ページの下から5行目以降ということで、ここでは主な委員の意見を中心に、ご報告をさせていただきます。

精神障がい者地域移行推進のワーキンググループで出た意見としては、やはりまだ家族の負担感、不安感、これが未だ高い状況にあるということ。そして、精神科病院においては、引き続き退院支援に向けた取り組みを、病院職員が意識できるよう周知していくことが必要であるということ。こういった意見が出されています。一方、基盤整備促進ワーキンググループ、墨字版の資料では真ん中の表の右側の一番下の方、主な委員の意見というところになります。点字版に関しましては、7ページ以降ですが、整備状況の見える化、こういったことが有効ではないかという意見。さらには、地域移行ができるかできないか。そのためには、やはり体験の機会、こういったことを踏まえて、丁寧にアセスメントすることが重要ではないか、という意見が出されています。これらを踏まえて地域支援推進部会を開きましたが、そこで出た意見に関しては、同じく墨字版の5ページの真ん中の表の左側、上から二つ目のポツになります。点字版では2ページの5行目以降になりますが、意見としてはやはりその本人の意思決定はこの確認も含めた丁寧なステップが重要であるということ。さらに言えば、入所施設から出たとしても、その10年、15年先を見据えて、いわゆる高齢

化の状況を認識しておくという必要があろうかということになります。

最後に、次年度の検討をどうしていくんだということですが、資料では5ページの一番右下、点字版では9ページ目の5行目以降になります。次年度については、引き続いて現在の取り組みを継続、そして地域と病院の連携を強化しながら、地域課題の把握と共有を進めていく。また、地域生活の推進については、令和8年度で終了となる知事重点事業の次の展開をどうしていくか、こういった検討をしていく必要がある、このような意見が出されました。また資料には記載しておりませんが、いわゆる高齢化の問題です。このあたり、待機者あるいは虐待、それから我々の基盤整備にちょっとまたがるものですので、今の時間の関係上、割愛させていただきます。時間があればまた申し上げたいと思います。地域支援推進部会からは以上となります。

#### ○会長

はい、ありがとうございました。

ではご質問ありましたらお願いいたします。

はい、委員どうぞ。

#### ○委員

精神障がい者におけるこの地域移行というと、精神科病院からの退院を主に指すと思うんですけども、未だに長期入院の方がとても多くおられて、その方たちをいかにして地域に移行していただくかということが私達の精神障害者連絡会の課題でもあります。その中で、障がい福祉計画の数値目標、これは本当に大事なものだと思います。それに沿って行われなければ、なぜそれができなかったのかという振り返りというのがとても必要だと思いますので、ぜひやっていただきたいということと、人材の確保、支援力の向上ということが書かれていますけれども、それがなければ、もうどうしてもということでもなくて、本当に本人のやる気なんだよね、というところもあると思うんですけども、なぜ退院したくないというようになってしまったのかということもきちんと考えていただきたい。私達は、一生病院にいるつもりで入院をするわけではなく、ほんの一、二ヶ月もしくはもう本当にもっと短い時間を、病院で治療するつもりで入っています。その中で、なぜしたくないというふうになるのかということ、家族の問題であるとか、社会の問題であるとか、そういうことが主にあります。そして長期入院をすることによって、施設病という何かそういう名前と呼ばれるような状況になってしまう、そういうことがありますので、今からできることといえば、本当に地域社会家族その辺の課題をクリアできるような施策ということと、それから長期入院をさせないということ。その二つだと思いますので、今、数値目標が云々というよりは、できることをすぐにやっていただかないと、死亡退院ということにも繋がりがかねませんので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。

委員どうぞ。

○委員

はい。ご質問ありがとうございました。

精神障がい者地域移行推進ワーキンググループのグループ長をしております。

今ご指摘いただいた点について、ワーキングの中で議論したことを少しお話をさせていただきたいと思います。

第1回目のワーキンググループの中で、大阪府の障がい福祉計画の目標設定のところ、いわゆる長期入院者の数というところを何人以下にするとか、こういうふうな目標設定になっているわけですが、これはワーキンググループの中でも議論になったところなんですけれども、その数字だけで長期入院者というところは捉えられない。これは、昨今の高齢化が影響してるんだと思うのですが、他科の治療が必要になったときに精神科病院から一度退院をして、他の病院に入院する。その入院治療等が終わりましたら、またもう一度、その元いた精神科病院に再入院する。ここで入院期間がリセットされてしまう。こうなってしまうと、1年以上入院している人の数というところにカウントされなくなってしまいます。そういう意味においては、違う数値を取り上げると、検討してもらいたいというふうなことをワーキンググループの意見として出しております。

もう一点は、1回目のワーキンググループで委員から出た意見を受けて、事務局が精神科病院の職員研修で、地域移行に関する職員研修の取組み状況について数字で報告していただきました。2回目のワーキンググループで報告していただきました。その中で、何度も何度も繰り返し実施をしている精神科病院もあるのですが、過去1度も実施をしていないという病院などもかかれた数字があって、こういったところに対する取組みを促していくということが、次年度以降、特に、広域のコーディネーターというような、大阪府独自の施策を持って地域移行推進を進めていくための取組みをしているのですが、ここの働きかけで、特に先ほど言った、過去一度も研修をしていないようなところに対する働きかけも必要だろうということをワーキンググループの中では話しておりました。

○会長

ありがとうございます。

委員、よろしいですか。

○委員

はい。

入院期間のリセットの話は、私達もよく知っていて、精神科病院を訪ねて患者さんと話を

する機会があるときに、骨折で一時退院して、もう 1 回戻ってきたから期間は長くはないんだよ、みたいなことを言われることも過去にありましたので、重々わかっているのですけれども。その方ももちろんそうですし、その方以外にも長期入院の方はたくさんいらっしゃって、本当に待ったなしの状況なので、そこもみて動いていただけたらなと、そう思っております。お答えありがとうございました。以上です。

#### ○会長

はい、ありがとうございました。

ご説明いただいた課題は共有できていたと思いますので、ご意見ありがとうございました。

では、続けて最後になりますが、「医療的ケアを要する重症心身障がい者等支援部会」の報告について、部会長よりお願いいたします。

#### ○委員

はい。それでは、令和 7 年度の実績に関して報告させていただきます。

まず第 1 回、昨年 10 月 1 日に開催いたしました。市町村に配置された医療的ケア児等コーディネーターの活動を推進するため、後方支援機関として、医療的ケア児等コーディネーター支援拠点を設置し、医療的ケア児支援センターとの三層構造による相談支援体制の枠組みについて検討を行いました。また、実態把握調査の結果を受けて、医療型短期入所と居住支援の拡充支援についても検討を行いました。委員からのご意見として、医療的ケア児等コーディネーターや協議の場の質の市町村間の格差が拡大しており、大阪府が具体的に運用方針を定め、市町村に発信することが重要であるというご意見をいただきました。

第 2 回は今年の 2 月 20 日に開催されました。ここでは、市町村における医療的ケア児等コーディネーターおよび協議の場について、質の格差縮小に向け、今後大阪府として取り組む方向性について検討いたしました。また、医療型短期入所と療養介護の整備状況についても報告いたしました。委員からの主なご意見として医療的ケア児等コーディネーターによるプッシュ的支援は非常に重要であるものの、活動の基盤が弱い状況にある。大阪府としての役割の規定や権限の付与も視野に入れて、委託等による報酬の規定と身分保障を受けた上で、活動ができるように、市町村に対して具体的に提言をしていくことが必要であるということ。それから医療的ケア児等コーディネーターをはじめとする地域の相談支援体制の整備と、コーディネーターが関わった上での医療的ケア児等の実態把握を両輪として地域を発展させていくことが重要であるということ、そして医療的ケア児者の生活の場については、本人の意思決定、権利擁護も踏まえながら、まずはレスパイトを含めた在宅での生活を支える仕組みを整備することが必要であるというご意見をいただきました。

令和 7 年度の検討結果のまとめとして、地域における相談支援体制の重要な構成要素である医療的ケア児等コーディネーターと協議の場の状況について、地域差が生じているこ

とが明らかになりました。今後はこの地域差の要因について実態把握、分析を行い、大阪府として一定の標準化に向けて検討を進めていく、また医療型短期入所の整備状況および、療養介護の待機状況について、市町村でのアンケートを行って、その報告が行われました。

次年度の検討項目としてですが、地域における医療的ケア児等コーディネーターの活動状況と課題について検討していくということ、市町村協議の場の実態と運営等における課題について、また、医療的ケアに対応できる事業所等の整備について報告していく予定でございます。以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。

ではご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、部会の活動報告は以上となりました。

ちょっと時間が過ぎてしまっているんですが、どうしても何かここで聞いておきたいとかがありましたら、伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

私がみる限りでは、やはり障がいのある方は、ご家族と暮らしている方が多くて、ご家族、介護者になっているご両親の年齢が既に高齢化をしていて、子どもの方ももうすぐ高齢者になるというような、家族同居の状況というのがあるということと、そういった方たちは、やはり将来の不安を抱えていて、すぐではないけれども、将来に備えた入所希望というのもある一定の希望者として、数字として上がってきているかなと思います。当事者の方たちにも伺うには、決して家族と同居し続けているのは、それを好んでやっていたりとか、望ましいからやっているわけではなくて、そうせざるを得ないから、そのような状況のままここまで来たんだ、ということ是被わられていますので、現状の家族同居の状況が望ましいわけではないということも、課題とすれば共有できるのではとっております。

この調査結果に基づいて各部会であったりとか、大阪府の各施策が進められると思いますので、今後も続けていっていただけたらいいと思いますし、いろんなところで活用できたらと思っております。

では、よろしいですかね。

以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、議事を事務局の方にお返しいたします。

#### ○事務局（司会）

ありがとうございます。

本日は、委員の皆様には闊達なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第2回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

終了